

## 学校法人梅光学院役員報酬等に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人梅光学院（以下「学院」という。）の寄附行為第35条の規定に基づき、役員報酬、手当、退職手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事及び監事のうち、常勤（週3日以上勤務）かつ常任理事会の構成員（陪席者を除く）である者のうち、教職員を兼務しないものをいう。
- (3) 教職員理事とは、学院の教職員（各学校の長を含む。）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。ただし、梅光学院職員給与規程、梅光学院大学教員給与規程その他これらに準じる規程に基づいて支給されるものを含まない。
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員には、別表第1のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤の役員に対しては、梅光学院通勤手当に関する内規により算定した通勤手当を支給する。
- 3 役員には、その在任期間に応じて、退任慰労金を支給する。

(報酬額の算出方法)

**第4条** 常勤の役員に対する報酬額は、別表第1のとおりとする

- 2 新たに常勤理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 4 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前条第3項の退任慰労金は、役員退任時の最終報酬月額に在任年数を乗じた額とする。なお、1年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数で算定するものとする。
- 6 前項に関わらず非常勤理事については、最終報酬月額を1万円に読み替えて算定するものとする。

(賞与)

**第5条** 役員に対する賞与は、これを支給しない。ただし、教職員理事のうち教職員として支給されている賞与についてはこの限りではない。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 常勤の役員の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、本法人の定める各種就業規則及び給与規程その他これらに準じる規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

2 非常勤理事長及び非常勤学院長の報酬は、別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

3 非常勤理事及び非常勤監事の報酬及び費用は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、別表第1及び別表第2のとおり支給する。

(費用)

**第7条** 役員が職務執行のため出張するときは、梅光学院旅費規程により旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

**第8条** 学院は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

**第9条** この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

**第10条** この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

ただし、第4条第5項の退任慰労金の算定については、2020年4月1日以降に在任している者について、その就任時に遡って行うものとする。

### 別表第1 (第3条、第4条関係)

役員	常勤	非常勤	教職員理事
理事長及び 学院長	月額80万円	勤務態様に応じ 月額30~60万円	教職員として、その該当する 給与規程に従って支給される 給与のほか、役員報酬として 月額0円を加算
専務理事	月額70万円	—	
理事	月額60万円	理事会出席1回につき3 万円。	
監事	月額40万円	理事会出席1回につき3 万円、その他特別監査等 のための出勤1日につき 5万円。ただし、上記に 関わらず常任理事会に 出席する監事は定額で 月額15万円	

別表第 2—旅費等(第 6 条第 2 項関係)

項 目	金 額	備 考
宿泊費	10,000 円	消費税別途
交通費（市内近隣）	1,000 円	サンデンバスで 250 円区間範囲内
交通費（市内遠方）	2,000 円	上欄の範囲外
交通費（市外）	運賃＋ 2,000 円	運賃は、当該役員等が本学院に届け出ている居住地から下関駅までの JR 運賃を基に財務部で算出する